

## 「役員 of 適切な任期について」

平成 18 年 5 月の会社法施行で、非公開会社では役員の任期を最長 10 年にできるようになりました。

役員の任期が広い幅で認められたのは、非公開会社において会社の実情に合わせるようにするためです。では、実情にあった任期とは何年なのか、今回はこれを考えてみます。

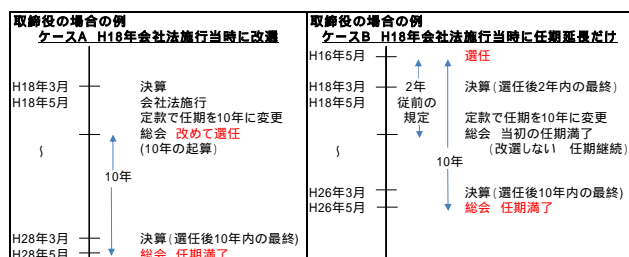
### ➤ 会社法の役員任期の規定

会社法施行前、取締役 2 年、監査役 4 年と一律だった任期が、施行後、原則は変わりませんが、

- ✓ 取締役については定款又は総会決議で短縮可
- ✓ 非公開会社(株式譲渡制限会社)では取締役、監査役ともに、定款で最長 10 年まで可

となりました。なお、任期「年」ということは、実際の定款では「選任後 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結まで」という表記が正式なものになります。

例えば、3 月末決算の会社で会社法施行後、直ちに任期を 10 年にしたうえ、平成 18 年 5 月の株主総会で選任された取締役は、今年 5 月開催の定時株主総会で任期満了を迎えます。(図のケース A 参照)



選任された 10 年前の時点では、次の選任時期ははるか遠い先と思っていたかもしれませんが、今回、会計事務所などから任期満了、改選の時期が到来したことを知らされて、そこで初めて気づいた会社も少なくないかもしれません。

逆に、いつ任期満了であるか忘れてしまったとか、既に満了時期が過ぎてしまっていたというケースもあり得ます。特に、会社法施行当時、任期途中で定款を変更し、その任期を 10 年にしたケースでは、注意が必要です。その時点では役員の選任は行われていないので、直前の選任時期を起点として 10 年後が次の改選時期になるからです。つまり先のケース A より、取締役では最大 2 年、任期満了が早くなるのです(ケース B)。このようなケースにお心当たりがある方は登記簿、定款のご確認、司法書士などへのご相談をお奨めします。

### ➤ 10 年、2 年、それとも 1 年？

それでは、自社にとって適切な取締役の任期はどのように考えればよいのでしょうか。そもそも取締役の任期は株主の意思に沿って業務執行しているか、十分な成果をあげているか、定期的に信を問うことを担保するために適切な期間を定めるべきです。

#### ● 最大 10 年まで長くするケース

同族会社でオーナーと取締役が一致しているようなときは、オーナーである株主が自分や同族の役員の信を問うことになりまますので、最長とすることが考えられます。

#### ● 原則どおり 2 年、又は短縮するケース

同族会社でも、例えば、以下のように親族外から取締役として経営に参加してもらう場合は、定期的にその適性を判断するため、短い間隔で見直すことが重要です。

- ✓ 会社の成長とともに専門性を持った方が必要となったとき
- ✓ 新事業展開や取引上の必要、M&A 後の引継ぎ
- ✓ 事業承継に際し、後継者の成長まで、先代の片腕だったベテランに補佐してもらう

任期途中で解任や辞任は、トラブルの元になったり、第三者から内紛と受け取られたりすることもありえます。それらを避けるために「任期満了で退任」となるように短くしておいたほうが安全です。

#### ● 中間的な期間とするケース

任期 1 年や 2 年では短すぎると感じるケースでは、必要な期間にあわせ 3 年や 4 年などと多少長い任期とすることも考えられます。

ただ、例えば、5 年を超えるような任期とすることには慎重になるべきでしょう。理由は、市場や経済環境の変化が見込みと違ったり、人間同士お互いの思いや考え方が乖離したりして、結局、解任等の結果を招き、円満に終息できなくなる可能性が高まるからです。

「十年一昔」と言います。10 年前、会社法施行を機に十分に検討して今の役員任期を決めたとしても、当時とは状況が変わっているかもしれません。自社の任期が適切か、この機会に改めて検討してはいかがでしょうか。

(提供：朝日税理士法人)

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性については保証するものではありません。また、発行日現在の法令・関係規制等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

いっしょに、明日のこと。  
Share the Future



SMBC日興証券